

## 8 (3) 高圧ガス販売事業 届出の手引

この手引は随時改訂されるので、最新版を入手すること

(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
H16. 04. 01	新たに作成	
H25. 04. 01	組織改編による部署名の変更 (商工労働部保安課→防災危機管理部産業保安課)	
H29. 01. 10	政令、各規則等改正に伴う見直し	
H30. 04. 01	権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正	
R01. 05. 01	元号変更に伴う修正	
R01. 07. 01	JIS 法改正に伴う修正	
R02. 04. 01	冷凍設備に封入された高圧ガス販売に係る追記	
R03. 04. 01	省令等の一部改正に伴う修正	
R04. 04. 01	販売主任者届における混合ガスの取扱いの追加	
R06. 04. 01	所管行政機関に関する修正	

令和6年4月

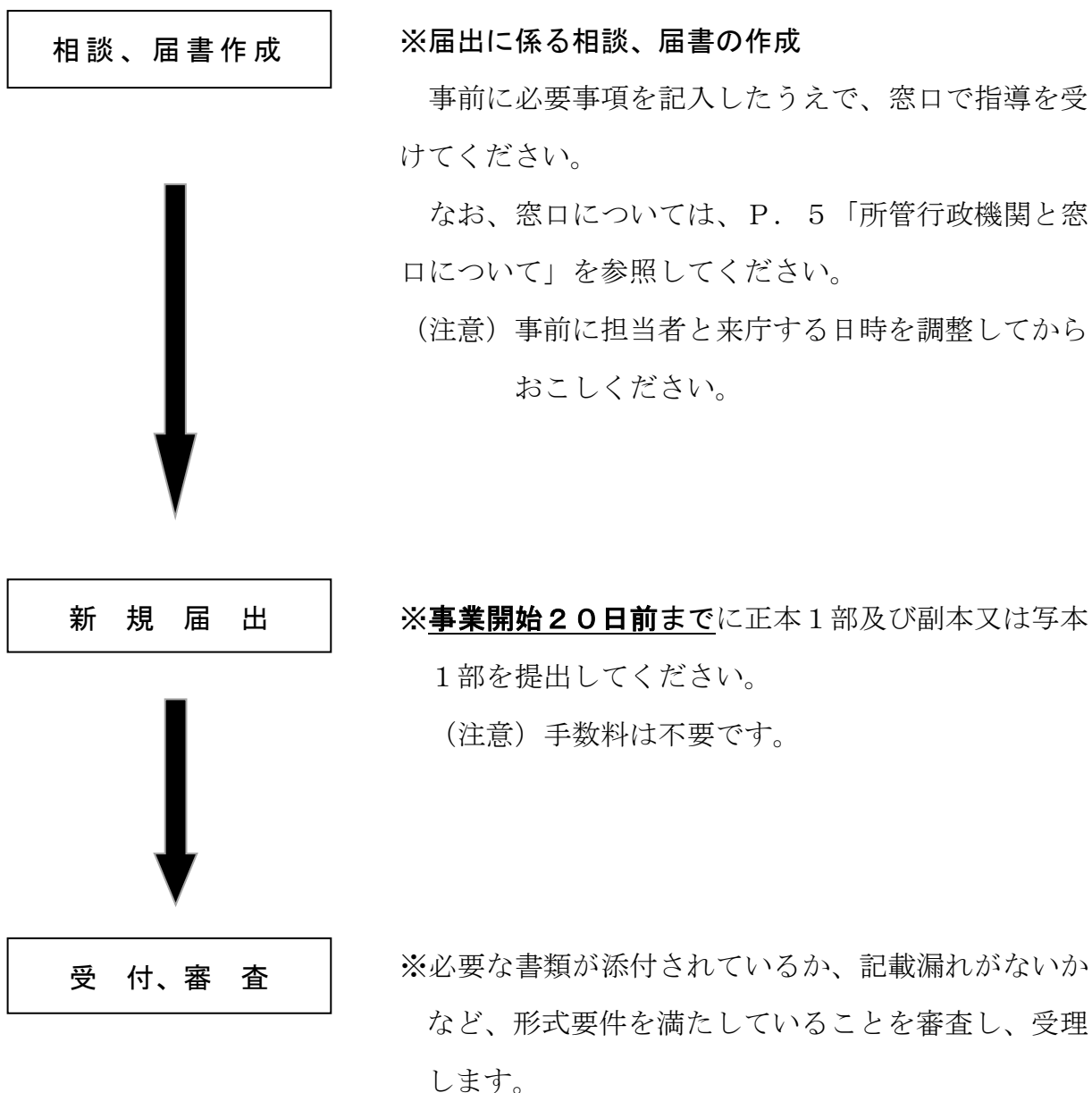
千葉県防災危機管理部産業保安課  
千葉市消防局予防部指導課

平成30年4月1日より千葉市内（特定製造事業所内の区域を除く。）における高圧ガス保安法に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

# 目次

	ページ数
1 高圧ガス販売事業の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 販売事業の届出【一般則第37条、液石則第38条、冷凍則第26条】・・	3
新規、法人化(事業の全部譲渡の場合を除く。)、販売所の新設又は移設	
3 その他の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 販売事業の承継届	
【一般則第37条の2、液石則第38条の2、冷凍則第26条の2】	
(2) 販売事業の廃止届【一般則第44条、液石則第44条、冷凍則第30条】	
(3) 販売主任者の選任(解任)届【一般則第74条、液石則第72条】	
(4) 販売に係る高圧ガスの種類の変更【一般則第41条】	
(5) 代表者(法人の場合)、法人・販売所の名称及び住居表示の変更等	
4 所管行政機関と窓口について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(参考1) 高圧ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳について・・・・・・・・	8
(参考2) 周知について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(参考3) 帳簿の備え付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
様式A1 高圧ガス販売事業届書	
様式A2-1 販売計画書	
様式A2-2 販売する高圧ガスの種類とガス名	
様式A3 販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項	
様式A4 貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項(容器置場関係)	
様式A5 販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項(冷凍)	
様式B1 高圧ガス販売事業承継届書	
様式B2 高圧ガス販売事業相続同意証明書	
様式B3 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書	
様式B4 高圧ガス販売事業廃止届書	
様式B5 高圧ガス販売主任者届書	
様式B6 販売に係る高圧ガスの種類変更届書	
様式B7 代表者等変更届書	

## 1 高圧ガス販売事業の手続きの流れ（新規届出）



## 2 販売事業の届出 【一般則第37条、液石則第38条、冷凍則第26条】

新規、法人化(事業の全部譲渡の場合は除く。)、販売所の新設又は移設の場合

No.1-1

	様 式	該当項目 に○印
1	高压ガス販売事業届書<様式A1>	
2	販売計画書<様式A2-1~2>	
3	販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項<様式A3> ※ 冷凍設備に封入された高压ガスの販売の場合<様式A5>	
	1. 該当する項目については、具体的な方法を記載すること	
4	(参考) 貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項(容器置場関係)<様式A4>	
	1. 貯蔵施設(容器置場)を所有(占有)しない場合は省略	

### その他の添付書類

No.1-2

	添 付 書 類	該当項目 に○印
1	販売所の案内図及び販売所の配置図(敷地内の店舗・容器置場等) 案内図面の縮尺は1/200~1/300程度とする。	
2	高压ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳 ※ P8で説明	
3	周知に使用する文書 (周知が必要な高压ガスを販売する場合) ※ P9で説明	
4	容器授受簿(任意の様式で作成する。) ※ P10で説明	
5	登記事項証明書(個人の場合は住民票)の写し ※ 必要に応じて	

※ 「冷凍設備に封入された高压ガスの販売」とは、冷媒ガスが入った冷凍設備本体(冷凍能力20t(二酸化炭素、フルオロカーボン又はアンモニアにあっては50t)未満を除く。)の販売を行うことを指し、修理等で冷媒ガスを封入する場合等は、一般高压ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受ける販売に該当しません。

### 3 その他の届出

#### (1) 販売事業の承継届

【一般則第37条の2、液石則第38条の2、冷凍則第26条の2】

(相続の場合)

- イ 高圧ガス販売事業承継届書<様式B1>
- ロ 高圧ガス販売事業相続同意証明書(承継者を除く。)<様式B2>
- ハ 戸籍謄本(被承継者と相続人全員の分が必要)

(合併又は分割の場合)

- イ 高圧ガス販売事業承継届書<様式B1>
- ロ 合併又は分割後の登記事項証明書

(事業の全部譲渡の場合)

- イ 高圧ガス販売事業承継届書<様式B1>
- ロ 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書<様式B3>
- ハ 譲渡に関する契約書等の写し

#### (2) 販売事業の廃止届 【一般則第44条、液石則第44条、冷凍則第30条】

- イ 高圧ガス販売事業廃止届書<様式B4>

#### (3) 販売主任者の選任(解任)届 【一般則第72、74条、液石則第72条】

- イ 高圧ガス販売主任者届書<様式B5>
- ロ 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し  
※ 混合ガスを販売する場合は、次ページの<販売主任者の選任に係る混合ガスの取扱いについて>を参照してください。

#### (4) 販売に係る高圧ガスの種類の変更 【一般則第41条】

- イ 販売に係る高圧ガスの種類変更届書<様式B6>
- ロ 販売計画書<様式A2-1~2>
- ハ 販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項<様式A3>
- ※ 次の(イ)から(ハ)に該当する同一区分内のガスの種類の変更は届出不要
  - (イ) 冷凍設備内の高圧ガス
  - (ロ) 液化石油ガス(炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り(イ)を除く。)
  - (ハ) 不活性ガス((イ)を除く。)

#### (5) 法人の代表者・所在地・名称(承継を除く。)、販売所の名称・住居表示の変更等

- イ 代表者等変更届書<様式B7>
- ロ 法人の代表者・所在地・名称の変更は、登記事項証明書
- ハ 住居表示の変更は各市町村の証明書
- ※ 市町村合併等による住居表示の変更は、届出不要

<販売主任者の選任に係る混合ガスの取扱いについて>

混合ガスの販売については、一般則第72条第1項に掲げるガスが含まれていれば、原則として高圧ガス販売主任者の選任及び届出が必要となるが、次の条件を満たす場合にあつては選任及び届出は不要とする。

- (イ) 一般則第72条第1項に掲げる**可燃性**のガスを含む混合ガスにあつては、爆発限界により判定し、次のいずれにも該当しないもの。(内規 一般則第2条関係参照)
  - ・爆発限界の下限が10%以下のもの
  - ・爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの
- (ロ) 一般則第72条第1項に掲げる**毒性**のガスを含む混合ガスにあつては、次のいずれにも該当しないもの。
  - ・同条同項に掲げる毒性ガスが50%以上のもの
  - ・急性毒性(LC50)が500ppm(4時間)以下のもの(内規 一般則第2条関係参照)
- (ハ) 一般則第72条第1項に掲げる**可燃性・毒性**のガスを含む混合ガスにあつては、上記(イ)、(ロ)のいずれにも該当するもの。
- (ニ) 酸素を含む混合ガスにあつては、混合ガス中の酸素の容量が全容量の21%未満であるもの。スクーバダイビング呼吸用のガスにあつては、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40%未満であるもの。

一般則第72条第1項に掲げるガス

ガスの種類	一般則第72条第1項に掲げるガス名
可燃性・ 毒性	アルシン、アンモニア、クロルメチル、シアン化水素、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン
可燃性	アセチレン、水素、メタン
毒性	塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素
その他	酸素

<内規 一般則第2条関係の抜粋>

**可燃性ガスについて**

混合物の爆発限界は実測値により判定するが、簡易的に計算により算出する場合は以下のとおり。

$$L = 100 / (n_1/L_1 + n_2/L_2 + \dots + n_i/L_i)$$

L : 混合ガスの爆発限界濃度 (Vol %)  
 Li : i 成分の爆発限界濃度 (Vol %)  
 ni : 混合ガス中の i 成分の濃度 (Vol %)

**毒性ガスについて**

混合物の急性毒性の値の計算方法は以下のとおり。

$$P = 100 / (n_1/P_1 + n_2/P_2 + \dots + n_i/P_i)$$

P : 混合ガスの急性吸入毒性の値 (ppm)  
 Pi : i 成分の急性吸入毒性 (LC50) の値 (ppm)  
 ただし、毒性の値を持たない場合は無限大  
 ni : 混合ガス中の i 成分の濃度 (%)

## 4 所管行政機関と窓口について

平成30年4月1日から、千葉市内における高圧ガス保安法に係る一部の事務について、所管行政機関が千葉市になりました。それぞれの窓口は以下のとおりです。

### (1) 千葉県庁防災危機管理部産業保安課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

県庁中庁舎（下記地図の「2」の建物）7階

千葉県防災危機管理部産業保安課保安対策室

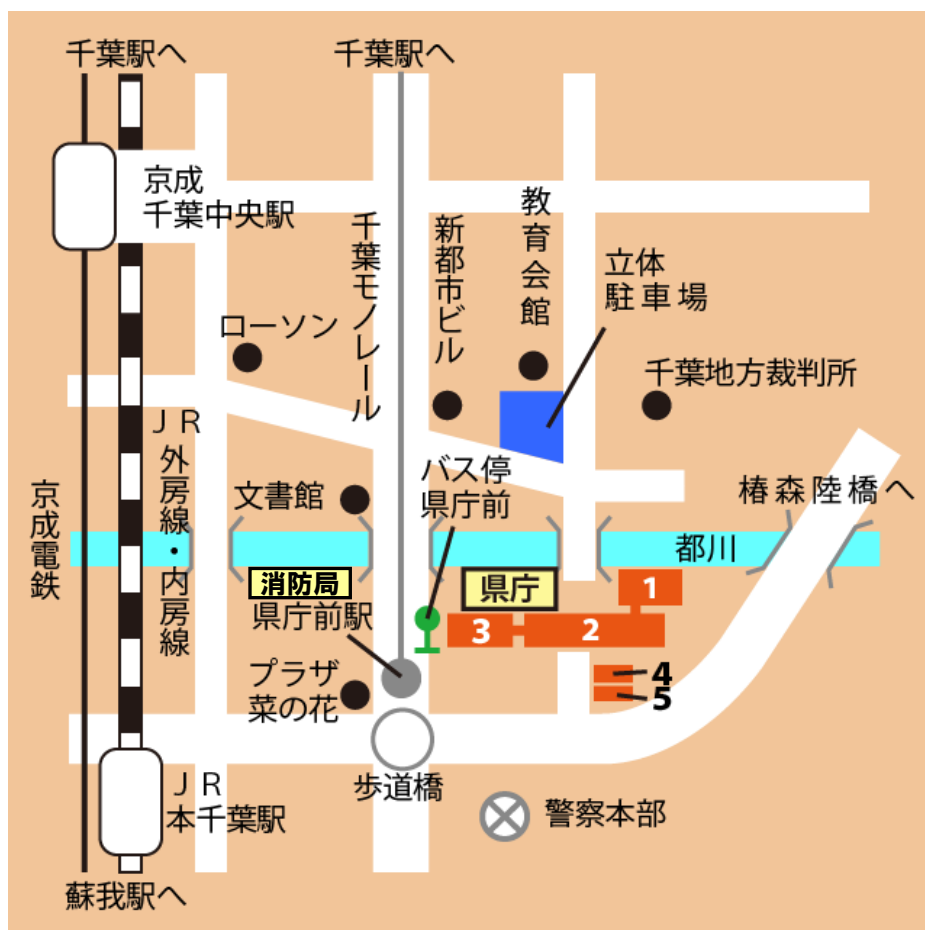
TEL 043-223-2729（液石則）、2736・2737（左記以外）

### (2) 千葉市消防局予防部指導課

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局4階

TEL 043-202-1672



#### 【電車でお越しの方】

- ・JR 外房線・内房線 本千葉駅下車
- ・京成電鉄 千葉中央駅下車

#### 【モノレールでお越しの方】

- ・千葉モノレール 県庁前駅下車

#### 【バスでお越しの方】

- ・バス停「県庁前」下車  
(JR 千葉駅からは、東口バス乗り場 2・3・5 番利用)

## 千葉市内の事業所等に係る事務の窓口について

2018年4月から高圧ガス保安法（2023年4月から液化石油ガス法）に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲しました。移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行っています。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む。）の許認可等の事務は、千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行っています。

### 千葉市内の事業所等に係る事務

**千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務** <手数料は現金納付となります。>

- ・高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・上記で発生した事故に係る事務 など

\*下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

**千葉県産業保安課が申請窓口となる事務** <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・上記で発生した事故に係る事務
- ・免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1） 電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1） 電話：043-202-1672

## (参考 1)

### 「高圧ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳」について

高圧ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、様式は任意とします。

#### ＜一般高圧ガス保安規則＞

- 1 引渡先の名称及び所在地
- 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）
- 3 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「A」という。）  
にあつては引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地
  - (1) 直接消費者に販売する者（Aを除く。）にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
  - (2) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

#### ＜液化石油ガス保安規則＞

- 1 引渡先の名称及び所在地
- 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）
- 3 引き渡した容器の種類及び数量
- 4 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管図又は、配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- 5 卸売業者にあつては引渡先の届出年月日

#### ＜冷凍保安規則＞

- 1 引渡先の名称及び所在地
- 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- 3 使用者に直接販売する販売業者にあつては、引渡先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無。  
それ以外の販売業者にあつては、引渡先の法第20条の4の届出の有無の確認

## (参考2) 周知について

### 1 周知の義務【法第20条の5、一般則第38条、液石則第39条】

販売業者等は、販売契約を締結したとき及び法第20条の5第1項の規定による周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した書面を、その販売する高圧ガスを購入して消費する者に配布し、周知させなければなりません。

ただし、第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者及び車両用の燃料としての液化石油ガスの消費をする者に当該高圧ガスを販売する場合を除きます。

### 2 周知させるべき高圧ガスの指定【一般則第39条、液石則第40条】

周知させるべき高圧ガスは、次の各号に掲げるものです。

- 一 溶接又は熱切断用の液化石油ガス、アセチレン、天然ガス又は酸素
- 二 燃料用の液化石油ガス
- 三 在宅酸素療法用の液化酸素
- 四 スクーバダイビング等呼吸用の空気
- 五 スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上のもの（四を除く。）

### 3 高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

【一般則第39条、液石則第40条】

高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項は、次の各号のとおりです。

- 一 使用する消費設備のその販売する高圧ガス（以下この項において単に「高圧ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
- 二 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- 三 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- 四 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- 五 ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

### (参考3) 帳簿の備え付けについて

・帳簿【法第60条、一般則第95条第3項、液石則第93条第3項】

法第60条第1項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の左欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければなりません。

記載すべき場合	記載すべき事項
1 高圧ガスを容器により授受した場合	1 充填容器の記号及び番号 2 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力 (液化ガスについては充填質量) 3 授受先並びに授受年月日
2 液化石油ガスを容器により授受した場合	1 充填容器の種類及び数 2 販売の年月日 3 販売先
3 法第20条の5第1項の周知を行った場合	1 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 2 周知をした者の氏名 3 周知の年月日